

旧来の意思表示カードの取扱いについて

① 番号1のみに○がついていた(番号2には○がない)場合

【カードの記載】

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 平成 16 年 1 月 1 日 

本人署名(自筆): 移植 太郎 _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

【解 釈】

	改正法施行前	改正法施行後
脳死後	家族が拒まない場合に臓器提供可能	家族が拒まない場合に臓器提供可能
心停止後	家族が承諾した場合に臓器提供可能	家族が承諾した場合に臓器提供可能

【改正法施行後における考え方】

第6条第1項第2号の“臓器提供を拒否する意思がない”と判断し、心停止後においても、家族の承諾があった場合には臓器提供を行う。

② 番号2のみに○がついていた(番号1には○がない)場合

【カードの記載】

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 平成 16 年 1 月 1 日 

本人署名(自筆): 移植 太郎 _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

【解 釈】

	改正法施行前	改正法施行後
脳死後	臓器提供不可	臓器提供不可
心停止後	家族が拒まない場合に臓器提供可能	家族が拒まない場合に臓器提供可能

【改正法施行後における考え方】

脳死後の臓器提供が選択可能な状況下で、心停止後の臓器提供のみに○をつけていることから、脳死判定を受けること、またその結果に従うことについて“拒否する意思を表示していた”と判断し、脳死後の臓器提供は行わない。